官

北

原 た アラン・

7104 東京都 中央区 銀座 ラランハ 西宮ビルハ剤

電話(五六一)七六八五

右訴訟代理人弁護さ 秋 d 幹 男

東京都 中央区銀座 四)八) 姜灣心心五前

〒104

電話 (宝六二) **マニ** 一 八

同

34 中 惇 郎

告 法務大臣 1)~ 杯 武

即五 期 自 更新不許可 处分取消請求事件

乔宏 知 何 額 五0.000

队 国 印流 額 五〇〇 H

求 趣 LE

被告 77\\` 昭和 四五年七月五旬で 東告 下 对 して なし た、 原告 Ø) 左

也三字

との 加 5 12 これも 取 消

留期间 の更新を持可 ない

9 判 決を求める。

訴訟並具用は被告の負

租

Ł

するる。

譜 下 ŋ 因

学 事 经 週 及び本件処分

(-) 原告はアメリカ 合衆国籍を有する 外国人で 一た三五年ニアメリ

合农国 カリフィルニア州ブアレヨ市 |= 生まれ 一九五八年 /\ ワイ大学

就 いた 後

美術科を卒業し、 ハワイ公立学校で二年向 款 職に

米国船 相局に勤め、 更にアジア平和奉仕団に 加口 入して 韓国でニ年

半像 卡 8 HB 和 D descriptions district 年 六月 t A 初 めて 来 日 その 後数度

コクヨ ケイ-30

to 7 深く 引 原 E B 出 本 10 E 14 古 ŧ 後 来 琵琶 大学で 6 机 今 芸 3 E 9 日本美術 術 IT 演奏 昭 至った 1 和 深 回 T 聴 年 関 中 7 五 Nº 五 13 F ま 絵画 行 赵 0 っ ŧ き 1) 目 専 本 E 7 攻 K 1 が 70 F Ł 国 را ال 办 年 专 1 西西 琴

琵琶 原 岩 1100 琴等 P 17 119 P 私 9 P 5 和 13 強 奉仕 本 ţ 占 深 团 典音樂 6) 15 力口 HP n M 9 采日 承 12 繼 P 者 7 17 17 音 至 な t E 0) ŧ 矿 た 究 日本 者 5 1

日本領事館 原告 国宫理事形的 三(具 12 BB 発行の 体的 和 四本四年 K 人国 けま 查 I 証 五 A 空街 70 ξ 查 D 0 PIT È B 持し メ TA 1 T 郊 下 出入国管理令 12 南港 旅 F 券 图 1 と 到着儿 ¥ 格 m (" 十 1 Œ ŽĮ. かく 条 [5] 7 日 年 左 大 原 [a]

留 间 Ţ.-陸 許 証 钾 受 4 国 F

上 理事錦 文 芸 良 人英語 原 傍ら 江氏 告 矿 琵琶泉家 は 教育教協該 究 15 師事して 入 H 回後 ての 17 6, 念 >|< 東京都 藤錦穰 願 週 会で 通 17. 个代田 V) 英語 A 各 EX EE 1= K 修練 師事して するな 教 神田 師 琴 か 5 E Ł 神保 学 統 逝二回 亞、亞 7 けて 勤 問 B Manager Manager Manager な 本 移 表 、母は生田流三 日本 方 たものである。 11 末の立日 所在 琵琶協会 生計さ 閃 可

西文 M 世 あるに 0 器 申 許 700 迪 7 讨 F なら 被 ところ 兴 7 HO! BB 您何 17 和 対 班坎 ID 79 L FE 部出古 た [35] を理由と (II) 車備 理今谷の T 图 颠 Ь 加 7 崮 TI 矿 D١ 固 兖 E 年 満了 5 原告は BB 局をお回 施統 和 核 O DR 的三十月 更に Z 和 m

在留

PR

7

E

孟

车

A

=

東

削除を

問 5 701 15 10 午 九 A カ ナ A B 7 以 (·· 降 13 原告を 石 图 日 本に 期 向 Æ 更 图 部 7 t 許 1.1 ح 9 立

後 遅れ g 2.. ケ月 F 期 原告 S 向 ta 実質 は 左 更 65 17 1= 8) 合 AB は F 逑 和 弱 10 回圣 9 ٤,, i 不 年 すっき 原告 許 6 な B 7 こと 出 E 8 が、社 E ځ 被 M 15 清 Ja. 45 9 10 12 1= 行 許 対 わ 处分 同年 马 处 九月

一年间 9 在 問 期间 0 再 更销 を申 部 T

更新を に対し 被告は bJ L Ja 11 同年九月 との 处分 五日付で 八以 F 本件 原告 如 S T 対し、 è をなし E 左 留 to 棋 间

等一、 本件 かか 造法性

使の範 左 田少田 图 期向 かい より、 更新非許可处 :-41 を選 脫 7 \$ 3 12 ٤ > 主 13 IT 7 0) 該 艺 处分 彩 大 2000 洼 造法 0) 载 17 里里 なるこ 1=

13 部 (31) 決定 0) 認 3 半川 1311 ところ タイムス 一四一与二八三頁 等于)。 7. ある AB 和 四 四 年 = A В 東京 民事

(=)ところで た裁量校の範囲 は心厳格かつ制 PR ÉS 1 定め ζ 3 べきで

則 由な おり 소 소리 All 2 すなわち 社会 玉 15 灰流 全世界の 際 足りる 100 1= 自 協同主義をたてまえとし、 E 3 日 いては 本回 剂 Ŧ 回民が は 由 本に 官之法 また交通情 12 人與水 右 一零性 な 等しく平和 官交法 入口 は が会之曾 12 諸治動 との L 制 在留する H 意 報楼園の発達に ED 0) 文 している。 うちに き浴の 該 41 15 这 外回や民との 眼马 ۲٬٬ 权利 17 水 t 生存する 左 ラ え で カ E 従って 八条 7 有 合 から 日境を越え よる国際化 諸 理 反 杏 松利を前は by 外 好 O) 7 自用 閺 日々民 (" 係を重視 う Fi 自 F £D. コクヨ

道 在 国 各号 あ 認 配 E PR 这 则) 삕 許 6 Ł 1 间 要件 Z 日本 b 在 **O**) され 田田 在 更新を受ける F 12 拉 思 スは 在 のであり た外 7 期 图 芒出 \$ 11 回人 向 する 才 17 Ø) 季で タト 二条 は 更新 : & 回人 权利 同令一条各号の 同令十五条 かき E を必欠ける 12 をよえ 項 条 在留 事 17 障 日 由 7 11 300 一項 本 期 Ì 9 カル 47 15 لح 間 3 各号 7 在 10/1, 要件 為了 11 图 できる る。 場 9 K 後 Ê 1= 中 して あて ٤ ŧ 外 従って 解す 除 国 方 11 かい It 7 オー系 K. F まらな 1 (B # T 拉 ۷٧

を 原告は ところ 1= 不 200 許可 大 か、 日本の英語教育 13 ወ 裕 するる 貢 <u>ئ</u> 献 1-0 をなし ついて 本 (4 合 Rn 理 原告 なら É 12 65 70 FE 7> ייתל 13 由 日本 7 B la Dir 本立自楽の 原告の 全 に在留 存 することは 在留 T 北西 K 期 な およ 110 间 原 更新 W 他方 4

自 身 非 とって 高 必要不 13 有益 bj 7. 欠 8 である 3, ばっ 従 かりで って たく 本 华 欠れ 日 P 本 は 国 及公 若 3 B 本 [] 合理 民

性を欠いている。

 (Ξ) 求 Ż 日 研究を 三三条) 更に、 回 ツア者 权 外回 91 -(皇名はオー れらの ノニ 中座 さをすう 日 追 樂 (2 本国会心法 ₽ 泵 させ 研究 かる 合 研 # 三条) 理 究者 ことは、 17 1= 結局 65 前記 励 轮 なる。 DY" h 保 **清** to 围 7 日 9 障 原告 で及ぶことは ि 本古典音樂 11 原告の 経緯 2 自由 ð Ø 7 ζ 1, いる基本的 年表の芸を かで 室这法上の 被此后 英語 (同分二三条)。 あり、 制 9 (31) 教育 本件 継 ŧ 现在。)](权 -人权 破壞し、 T 41 利 者にる 久机 從事 کے T 居住 である 時見で原 の一日子近又か 認める 17 若る e 自由 音楽の サエ 幸福追 恒 ところ 方 Fo 左

十三行)

不

理

7,

ある。

(四) 8 3 上人 H 上 た **数量** 校 () 本 9 範囲 分 を は 逸 著 脱 3 Ž 達 合 法な 理 Ç B ₽ の で、 2 法 あ 潑 大 臣 15 認

憲法十一 に 本件 处分 は は 汉 国民 0) 理 0 由 17 9 7 も 違法である

管 理 रेपे L 令 7 ŧ サー条は 四条 合 理 65 範囲 出 到 ~) 9 法の 保 幣 障 下 理 ţ n D1/, 平等 3 公正 ر ک to 12 17 保障 疑 () たりく lh 礼 ŧ は た 左 رعد بعدر 出 入 国人 国 規

M 不 公平 又は 恣意 白乡 に 7 は な らず 言葉を替えい

定

従

って自

由

裁量

に

ŧ

づく

行政

处

分

Q,

あ

っても

a 条件 17 あ 3 者 1= け 0 9 汉r D を なす "אלג 義務が

ころで 原告 ර් 同心 前 5 斑 团 这人 英語教育協議 会公开 12

北

7

み

").

思想信条

等

12

4

差

别

さ

7

は

な

0)

ζ.,

ある。

務し る 同僚 9 外回人教節 たちの 多くは 弱 んど 督 在留 期 向

更新を 度、三度と認めらい てお り 安定し TE 生活を 型のんで U 30

た 原告に対 合理化 tomo 7 事由 は ことさ 何 ら差 個 S 31] 九 75 7 () 在 思 期 面 0) 更新 E 認 엉 ない

(=)思想信条に 反 灣思想 原告は な B 7 <u>ሪ</u>ነ` 7 国 る差別を 来 後 及戦 た 合 行 が、 法 動 白勺 tono 被告 水 な 4 \$ 反 9 に考えら 對 のである 李件处分 集会 北 デ 0) チ な 理 由 反 戦 4 放送を っ て ては、 本 件处分 原告 日 本 12 は 3

従って ζ. 本 Ś'n 5 は 憲法 十一回条 B ζ, 出 入 国 哲 瑶 R 十一条 12 避及

斑三 始編。

S . 以 上 取 理 消 E 龙 φ で 件 本訴 Źn 5 12 17 B 學 h F" 这 汉 7, 筝 ر. ある Dr. 日日 0 7.5

認故方法

口頭弁論において随時提出する

		* 2						
Al.							部	
						昭和	訟奉任状	
						年	长	- 添
				गि	原金	た月七		付電
					原告代理人	B		簑
					٨.			
				34	秋			
				中	山			
					幹		通。	
				郎	見がなる			
					PÉ			

30°0)